

鳥羽市キッズスペース等整備事業補助金募集要領

＜目的＞

子どもの居場所づくり及び市全体の子育て環境の充実を図ることを目的とします。

＜募集期間＞

令和8年9月1日（火）から募集開始

※交付決定額の総額が予算に達し次第、募集を終了します。（先着順）

＜補助対象者＞

市内に不特定多数の人が利用する施設（以下「補助対象施設」という。）を設置し、事業を営む者
（民間の法人・その他の民間団体・個人事業主）

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助の対象となりません。

- ・暴力団、暴力団員または暴力団関係者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、許可または届出が必要となる事業を営む者
- ・公の秩序または善良な風俗を害するおそれがある者
- ・その他、市長が補助対象者として適当でないと認める者

＜補助対象事業＞

補助対象施設で実施する次の事業が対象です。

（1）キッズスペース整備事業

キッズスペース整備のための工事（新設、改修）、備品購入等を行う事業

（2）お子さまランチ開発事業

子ども向けの新たなメニューとして、お子さまランチを開発（備品購入等）する事業

※お子さまランチ開発事業単独では補助対象となりません。キッズスペース整備事業と併せて実施することが補助対象条件となります。

【留意事項】

※宿泊施設の場合、宿泊者以外のかたが利用できること。

※オフィスや社員向けの施設（保養施設・社員寮等）は対象外です。

※特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業は、補助の対象外です。

<補助金額等>

1. 補助金額

- ・補助率：3分の2

※補助対象経費（税抜き価格）の総額に3分の2を乗じて得た額（100 円未満の端数切捨て）

- ・上限額：18 万円

2. 補助対象経費一覧

事業区分	補助対象経費	経費の概要（例）
キッズスペース整備事業	工事施工費	キッズスペースの設置又は改修を行うための工事の施工に係る経費 （例）新設工事・改修工事
	備品購入費等	キッズスペースの整備に必要な物品の購入に係る経費 （例）クッションマット・本棚・収納棚・絵本・おもちゃ・消耗品等
お子さまランチ開発事業 ※キッズスペース整備事業 と併せて実施が条件	備品購入費等	お子さまランチの開発及び提供に必要な物品の購入に係る経費 （例）食器類・おもちゃ・児童用イス・消耗品等

3. 補助対象外となる経費

以下の経費は、補助の対象となりません。

- ・食材費（食料品や飲料の購入にかかる費用）
- ・光熱水費（電気、ガス、水道などの使用にかかる費用）
- ・人件費（工事請負費または修繕費に含まれる人件費は除く。）
- ・配送料（物品等の配送にかかる費用）
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・他の補助金等の対象となっている経費（国・県等の補助金）
- ・その他、市長が補助対象として適当でないと認める経費

＜申請方法＞

下記の書類を提出してください。（※郵送による提出可）

【提出書類】

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書（様式第1号）
- ・ その他市長が必要と認める書類

※工事の施工（新設・改修）にあつては、見積書等の提出を求める場合があります。

＜審査・交付決定・事業実施＞

先着順に申請内容を審査のうえ、交付対象者を決定します。審査結果は書面にて通知します。

交付決定後に事業を実施（着手）してください。

＜実績報告＞

令和9年3月31日までに事業を完了し、完了後は速やかに、下記の書類を提出してください。

（※郵送による提出可）

【提出書類】

- ・ 実績報告書
- ・ 事業報告書（様式第2号）
- ・ 補助事業の経費に係る領収書等の写し
- ・ 補助事業の実施結果が確認できる写真等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

【留意事項】

- ・ 交付決定前に着手した事業は対象外となります。
- ・ 交付決定額の総額が予算に達し次第、募集を終了します。
- ・ 内容に虚偽があった場合は、交付決定を取り消す場合があります。

＜問い合わせ先＞

〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号

鳥羽市健康福祉課子育て支援室

電話：0599-25-1184 / FAX：0599-37-7186 / メール：kosodate@city.toba.lg.jp

鳥羽市ホームページ

